

西成区民ギャラリー運営細目

1. 申込方法

1) 西成区役所市民協働課（7階73番窓口）へ、次のものを添えて申し込む。

①ギャラリー使用許可申請書【別紙様式1】

出展者名、作品種別、内容、点数、出展者の状況（参加人数・活動状況等）
代表者氏名、連絡先等を記載したもの

②展示物のスナップ写真（内容・サイズが判別できるもの）

③グループ（活動内容等）の説明文

④タイトル、作品紹介文などブース内表示物の案

※グループ名は必ず記名すること

2. 作品審査基準

1) 次の項目をすべて満たすものである事

①展示ブース内に収容可能なものであること

②公序良俗に反する恐れがないもの

③区民の文化意識の啓発・向上に資すると思われるもの

④政治・宗教等の宣伝啓発、並びに営業・営利を目的とすると思われることのないもの

⑤その他、大阪市西成区長が設置目的に適すると認めたもの

2) 応募資格について

①区内に在住もしくは在勤する者で構成されている**アマチュア創作活動グループ**

及びその他大阪市西成区長が特に適当と認めるもの。個人の出展は基本的に認めない。

※なお、基本的に家族のみが構成員である場合、グループとは認めない。

3. 利用許可の通知について

展示許可（作品の選定・展示期間等）が決定（要決裁）すれば、申請者あてに使用許可書【別紙様式2】を送付する。

4. 作品の搬入・搬出並びにブース内の各表示物作成について

1) 作品及びブース内表示物の搬入・搬出は出展者自身が行うこととする。

2) 展示ブースの鍵（2箇所）は西成区役所市民協働課（7階73番窓口）にて受け渡しする。

3) 貸与できる備品は踏み台、ワイヤー（大・小）、フック、画鋸、ダルマピンである。

5. その他

1) 展示作品並びに展示グループの活動等に関する市民からの問い合わせについて、基本的に展示代表者の連絡先（電話に限る）を伝える。なお、申請書に連絡先を記入しない団体については、ギャラリーの使用を許可しない。